

「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

a. 企業間の連携

当行グループは“総合サービス企業グループ”を目指し、外部専門機関とも連携しながらビジネスマッチング・M&A・事業承継・人事など地域のお客さまが抱える様々な経営課題の解決に取り組んでまいります。

b. デジタル化支援

各地域（ブロック）に専門人財であるデジタルサポート責任者を配置し、営業店と連携して生産性向上や営業力強化などお客さまのニーズや課題を発掘していくとともに、グループ会社や外部専門機関とも連携し、課題解決に向けたデジタル化支援に取り組んでまいります。また、グループ内で実用化したツールやノウハウをお客さまに提供することで、さらなるIT活用の高度化に繋げてまいります。

c. 専門人材マッチング

2020年5月より人材紹介業務を開始しております。本業務を通じて、お客さまと人材に関する経営課題を共有し、解決サポートに向けた適切な人材紹介やマッチングなど、人材に関するコンサルティングサービスの拡充に取り組んでまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当行グループは、経営理念にも掲げる「地域密着と健全経営」を目指し、持続可能な地域社会・経済の発展の実現に向けて、当行グループ全役職員一丸となって取り組んでまいります。

2022年9月12日

株式会社佐賀銀行

取締役頭取 坂井 秀明